

下記の監査報告書は英文の連結財務諸表に添付された監査報告書の日本語訳であります。



Ernst & Young ShinNihon LLC
Hibiya Kokusai Bldg.
2-2-3 Uchisaiwai-cho
Chiyoda-ku, Tokyo, Japan 100-0011

Tel: +81 3 3503 1100
Fax: +81 3 3503 1197

独立監査人の監査報告書

富士通株式会社
取締役会 御中

財務諸表監査

我々は、添付の富士通株式会社及び連結子会社（以下、「富士通グループ」という。）の円表示の連結財務諸表、すなわち、2013年3月31日現在の円表示の連結貸借対照表、2013年3月31日をもって終了した連結会計年度の円表示の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、主要な会計方針の注記及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、日本において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

我々の責任は、我々が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。我々は、日本において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、我々に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、我々の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、我々は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

我々は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

我々の意見によれば、上記の円表示の連結財務諸表は、日本において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、富士通グループの2013年3月31日現在の連結財政状態、2013年3月31日をもって終了した連結会計年度の連結経営成績及び連結キャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示している。

A member firm of Ernst & Young Global Limited

米ドル換算

我々は、上記の円表示の連結財務諸表の米ドル金額への換算をレビューした。連結財務諸表に記載されている米ドル金額は、単に読者の便宜のため示したものである。我々の意見によれば、当該換算は連結財務諸表の注記 2. に述べられている方法により行われている。

内部統制監査

また、我々は、添付の富士通グループの 2013 年 3 月 31 日現在の連結財務諸表のための財務報告に係る内部統制報告書（以下、「内部統制報告書」という。）について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、日本において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

我々の責任は、我々が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。我々は、日本において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、我々に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、我々の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

我々は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

我々の意見によれば、2013 年 3 月 31 日現在の連結財務諸表のための財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書は、日本において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示している。

新日本有限責任監査法人

2013 年 6 月 21 日

東京、日本